

消費税の新設法人に該当する旨の届出書

○
收受印

令和 年 月 日 税務署長殿	届出者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 本 店 又 は 主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 名 称	
		法 人 番 号	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
		(フリガナ) 代 表 者 住 所	(電話番号 - -)
下記のとおり、消費税法第12条の2第1項の規定による新設法人に該当することとなったので、 消費税法第57条第2項の規定により届出します。			
消費税法の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		令和 年 月 日	
上記の日における資本金の額又は出資の金額			
事業内容等	設立年月日	令和 年 月 日	(消費税法第12条の2第3項の規定の適用を受ける外国法人の場合) 国内における課税資産の譲渡等に係る事業の開始年月日
	事業年度	自 月 日 至 月 日	
	事業内容		
参 考 事 項	「消費税課税期間特例選択・変更届出書」の提出の有無【有 (. .) . 無】		
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)		

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

消費税の新設法人に該当する旨の届出書 (法12条の2第1項関係)の記載要領等

1 提出すべき場合

消費税の新設法人に該当する旨の届出書は、その事業年度の基準期間がない法人のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（消費税法第9条第4項の規定による届出書「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」の提出により消費税の納税義務が免除されなくなった法人を除く。）が提出するものです（法57②）。

その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合、その事業年度について基準期間がないものとみなされるため、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合も当該届出書を提出する必要があります（法12の2①③、法57②）。

なお、法人設立届出書（法人税法第148条等の届出書）に消費税法第12条の2第1項の新設法人に該当する旨及び所定の記載事項を記載して提出した場合には、この届出書の提出は不要となります。

（注） 消費税の新設法人に該当する法人については、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）においては納税義務の免除の規定の適用はありませんが、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定することとなります。

したがって、この届出書を提出した場合でも、設立第3期目以降において課税事業者となる場合又は課税事業者となることを選択しようとする場合には、改めて「消費税課税事業者届出書（基準期間用）第3-(1)号様式」若しくは「消費税課税事業者届出書（特定期間用）第3-(2)号様式」又は「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を提出する必要があります。

ただし、基準期間のない課税期間（簡易課税制度の適用を受けている課税期間を除きます。）において調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その課税仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については納税義務の免除の規定の適用はありません（法12の2②）。この場合、この間は一般課税による申告を行うこととなります（法37③二）。

2 提出期限等

この届出書は、消費税法第12条の2第1項に規定する新設法人に該当することとなった場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領等

- (1) 外国法人は、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、国外の所在地を記載します。
- (2) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、消費税法第12条の2第1項に規定する新設法人に該当することとなった事業年度の開始の日を記載します。
- (3) 「上記の日における資本金の額又は出資の金額」欄には、「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄に記載した日における資本金の額又は出資の金額を記載します。
- (4) 「設立年月日」欄には、法人を設立した年月日を記載します。

なお、消費税法第12条の2第3項の規定の適用を受ける外国法人については、「設立年月日」欄に法人を設立した年月日（注）及び「国内における課税資産の譲渡等に係る事業の開始年月日」欄に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日を記載します。

（注） 設立年月日が平成以前の場合は、「令和」を抹消の上、元号を記載してください。

- (5) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します。
なお、新規開業等の場合で設立1期目の事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
- (6) 「事業内容」欄には、法人の事業内容を具体的に記載します。
- (7) 「参考事項」欄には、その他の参考となる事項等がある場合に記載します。
- (8) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。